

## 第3回安曇野市行政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	第3回安曇野市行政改革推進委員会
2	日 時	平成23年4月21日 午後1時30分から午後3時50分まで
3	会 場	市民活動センター（くるりん広場）2階南会議室
4	出席者	降旗会長、丸田副会長、浅見委員、市川委員、猿田委員、高橋委員、 藤原委員、保尊委員、宇留賀委員、那須委員
5	市側出席者	土肥総務部長、堀内行政改革推進室長、平林同室係長、小林同室係長
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 2人
8	会議概要作成年月日	平成23年5月2日
協 議 事 項 等		
1	会議概要	
	(1) 開 会	
	(2) 会長あいさつ	
	(3) 報 告	・平成23年4月1日における安曇野市組織機構の改編について
	(4) 議 事	・平成22年度行財政改革の取組結果について ・第2次安曇野市行財政改革大綱の改定について ・平成23年度行財政改革の取組方針について ・市役所本庁舎等建設に際しての行政組織について
	(5) その他	
	(6) 閉 会	
2	審議概要（進行：降旗会長）	
	(1) 平成23年4月1日における安曇野市組織機構の改編について（報告）	
	会 長：平成23年4月1日における安曇野市組織機構の改編について事務局よりご報告をいただきます。	
	事務局：平成23年4月1日の組織機構の見直しにより、総務部本庁舎建設準備室を総務部庁舎建設推進課に変更したこと及び都市建設部建築住宅課内に、新たに開発調整係を設置したことを報告。あわせて、総務部収納課内部において滞納整理部門について、従来収納担当のみとしていたところを管理担当及び整理担当に区分したこと及び従来市民環境部で担当していた国民健康保険税の滞納整理業務を、23年度より収納課で行うことを報告。	
	会 長：ご質問等ございませんか。ないようですので報告事項を終了いたします。	

(2) 平成 22 年度行財政改革の取組結果について

会 長：平成 22 年度安曇野市行財政改革取組結果について、事務局の説明をお願いします。

事務局：平成 22 年度安曇野市行財政改革取組結果について、実施計画に掲げた 28 項目中 20 項目について年度目標が達成されたこと等を説明。

会 長：ご質問と回答をお願いします。

委 員：第三セクターの整理、統合及び経営改善の指導強化の説明で、対象となるのが市が出資している株式会社等とのことですが、これら法人の売上高、経常利益、減価償却費及び借入金残高はどのくらいになるのでしょうか。

事務局：データを持ち合わせていないので、後日関係資料を送付させていただきます。

委 員：非営利公益市民活動の促進の説明で、市民活動センターに関して参加団体は増加しているものの活動が停滞気味とあるが、これはどのようなことでしょうか。

事務局：市民活動センターを利用いただく団体数は増加していますが、これ以外の団体との交流活動が停滞気味であるということです。

委 員：附属機関等のあり方の見直しに関連して、現在安曇野市に設置されている附属機関等とはどのような機関があるのでしょうか。

事務局：平成 22 年 9 月 1 日現在で、法律あるいは条例で設置されている審議会等の附属機関は 43 機関あります。その他に、要綱等により設置されている委員会等が 32 機関あります。

委 員：第三セクターの整理、統合及び経営改善の指導強化に関連して、穂高地域にあります「しゃくなげ荘」は対象とならないのでしょうか。

事務局：本行財政改革の取組の対象といたしますのは、市が 1/2 以上を出資している第三セクターで、市有の宿泊施設を運営する法人です。「しゃくなげ荘」を管理運営しているのは民間企業ですので対象となりません。

委 員：適正な定員管理の実施に関連して、現在、安曇野市職員の中で兼務、兼業届けを提出している職員はどのくらいいるのでしょうか。

事務局：データを持ち合わせていないので、後日報告させていただきます。

委 員：低・未利用財産の整理処分、有効活用に関連して、現在安曇野市土地開発公社が所有している土地には、いわゆる「利用目的がなく塩漬け状態」になっている土地はあるのでしょうか。

事務局：当市土地開発公社の所有地は、基本的に利用目的が明確になっておりますのでご質問のような土地はございません。ただ、目的とする事業が進まず同公社が保有している土地は、購入額で 10 億円分ほどございます。

委 員：適正な定員管理の実施の説明で、平成 28 年 4 月 1 日現在の職員数を 749 人とする定員適正化計画を決定とありますが、このように職員数が減少することにより市民サービスの低下ということは問題にならないのでしょうか。

事務局：職員の削減におきましては、従来から組織の見直し、適正な職員の配置、非常

勤職員及び再任用職員の採用並びに事業の委託等、様々な調整を行うことにより市民サービスの低下とならないよう配慮してまいりました。今後も同様に市民サービスの低下を招くことのないよう実施してまいります。

(3) 第2次安曇野市行財政改革大綱の改定について

会 長：第2次安曇野市行財政改革大綱の改定について、事務局の説明をお願いします。

事務局：第2次安曇野市行財政改革大綱の実施計画番号13を、「受益と負担の適正化」から「公共施設の見直し及び受益と負担の適正化」と改定し、取組の目標に「少子・高齢化の進展、人口減少などの環境の変化を踏まえ、公共施設の老朽化に伴う更新時の財政負担の平準化を図り、簡素で効率的な公共施設経営を目指す」という提案内容を説明。

会 長：この件について、ご質問等ございませんか。

(質疑なし)

会 長：本件は事務局提案どおり改定することといたします。

(4) 平成23年度行財政改革の取組方針について

会 長：平成23年度行財政改革の取組方針について、事務局の説明をお願いします。

事務局：第2次安曇野市行財政改革大綱・実施計画の実施計画番号に沿い、1番から28番までの内容を説明。

会 長：ご質問と回答をお願いします。

委 員：一般非常勤職員配置方針の確立に関連して、平成23年度に、安曇野市内の小中学校全17校で学校事務及び学校図書館司書の募集があったようですが、その応募者数及び採用者数を教えてください。

事務局：データを持ち合わせていないので、後日報告させていただきます。

委 員：同じ項目に関連して、定例、定型的事務についてはできるだけ非常勤職員が対応するとあります。一方、公務員の業務には守秘義務を伴うものがあります。非常勤職員が対応することで守秘義務の問題が発生しないよう配慮が必要です。

事務局：当市の非常勤職員は、基本的には常勤職員と同様の服務に従う身分になっております。ご指摘の事項に配慮します。

委 員：非営利公益市民活動の促進の説明に、市民活動コーディネーターを充実し、とあります。すでにコーディネーターは配置されたのでしょうか。

事務局：本年4月1日より、企画財政部まちづくり推進課に市民活動コーディネーターを1名配置しました。具体的には、市民活動センターを活動の拠点として市民活動への支援とアドバイスを主な任務としています。

委 員：庁内公募制度の導入とはどのような制度でしょうか。

事務局：例えば、市で新たなプロジェクトを立ち上げる等の場合に、その責任者を庁内から公募し、応募してきた職員から適任者を選定するというような制度です。

委員：公募ということに関連して、市の中堅若手職員が今後の自治体経営を担っていくための研修制度も重要かと考えます。5年後、10年後の安曇野市を背負っていく行政マンを育てることが必要で、他の行政機関、民間企業への派遣研修も必要ではないかと思えます。研修希望者を市内公募により選定するような制度を設けてはいかがでしょうか。

事務局：ご指摘のとおりかと思えます。職員の外部機関での研修については、従来から検討してまいりましたところ、本年度は総務省、長野県及び松本市におきまして各1名ずつ研修させていただいております。研修職員の選定にあたっては市内から希望者を募っておりますので、公募的な運営をしております。

#### (5) 市役所本庁舎等建設に際しての行政組織について

会長：市役所本庁舎等建設に際しての行政組織について、事務局の説明をお願いします。

事務局：市役所本庁舎建設後の行政組織については、すでに各総合支所・地域公民館の職員数等について、平成22年12月にまとめました「安曇野市本庁舎等建設基本計画」に示されております。一方、本庁機能の行政組織については現在市内で検討しているところです。そこで、本庁機能の行政組織のたたき台ができたところで、本年6、7月頃に委員会を開催していただき、ご意見をお聴きしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

会長：ご質問、ご意見等ございませんか。

委員：本庁舎等の建設費も検討の対象となりますか。

事務局：建設費は検討の対象といたしません。

会長：その他にご質問、ご意見がないようですので、事務局提案どおり本委員会において市役所本庁舎建設後の行政組織について検討することといたします。

#### (6) その他の事項

会長：その他の事項でなにかありますでしょうか。

委員：本日第三セクターの整理、統合の項目で市有の宿泊施設が話題になりました。これらの施設の管理を担当しているのは商工観光部でしょうか。

事務局：基本的に観光施設は商工観光部で管理しています。しかし、補助事業上の都合により、例えば農林水産省の補助金により整備した施設の場合は農林部で管理するという事例もあります。そして、施設全体がどうあるべきかという指針の検討を行うのが行政改革推進室です。

委員：小中学校の給食費についてお聞きします。給食費の未払いがあるようにお聞きしますが、未払いを少なくするために、給食費を、市の一般会計と同じ公会計の扱いとするようなことはできませんでしょうか。

事務局：他県ではそのような取組がなされている事例がありますが、長野県では特段指導がなく、各自治体の判断とされております。当市教育委員会では未払い対策として、給食費の徴収方法の統一を進めているところです。ご指摘の事項につ

いては今後の課題とさせていただきたいと思います。

会 長：以上をもちまして本日の議事を終了いたします。